

## 議案第2号

印西市議会議員及び印西市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

印西市議会議員及び印西市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年11月28日提出

印西市長 藤代健吾

印西市議会議員及び印西市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

印西市議会議員及び印西市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成10年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第8条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

第11条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の印西市議会議員及び印西市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

# 議案第2号審議資料

印西市議会議員及び印西市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成10年条例第29号）の一部を改正する条例の制定について

## 1 改正の要旨

選挙運動用ポスター及びビラの作成の公営に要する経費に係る限度額を引き上げるもの

## 2 改正の理由

公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第200号）の施行に伴い、印西市議会議員及び印西市長の選挙における選挙運動に関し、公営に要する経費に係る限度額を改めるもの

## 3 施行期日等

### (1) 施行期日

公布の日

### (2) 適用区分

新旧条例の適用関係に関する経過措置

## 4 新旧対照表

新	旧
第1条～第7条 (略) (選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払)	第1条～第7条 (略) (選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払)
第8条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、 <u>586円88銭</u> に当該選挙のポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めることにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したも	第8条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、 <u>541円31銭</u> に当該選挙のポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めることにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したも

のに限る。) を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

#### 第9条及び第10条 (略)

(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払)

第11条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である選挙運動用ビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が8円38銭を超える場合には、8円38銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該選挙運動用ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該選挙運動用ビラの作成を業とする者に対し支払う。

#### 第12条 (略)

##### 附 則

###### (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

###### (適用区分)

2 この条例による改正後の印西市議会議員及び印西市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

のに限る。) を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

#### 第9条及び第10条 (略)

(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払)

第11条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である選挙運動用ビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が7円73銭を超える場合には、7円73銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該選挙運動用ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該選挙運動用ビラの作成を業とする者に対し支払う。

#### 第12条 (略)